

全農薬通報

No.252

平成19年12月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・第237回理事会
- ・42回通常総会
- ・第30回全国農薬安全指導者協議会全国集会
- ・第238回理事会
- ・外部委員会等への出席報告
- ・組合員異動

◎主な行事予定

- ・地区協議会日程

◎農林水産省等行政からのお知らせ

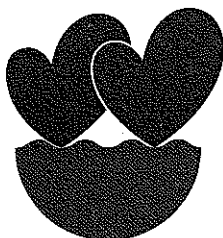
- ・誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について
- ・疑義資材関連通知
- ・農薬行政刷新関連資料

◎平成19農薬年度9月末出荷実績表(農薬工業会)

◎ゴルフ場・緑地向け農薬販売金額・数量

◎ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成18年度水質調査結果

◎全農薬ひろば(シクラメン)



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 第237回理事会

- (1) 日時 平成19年11月20日(火) 14:30~16:00
(2) 場所 全農薬 会議室
(3) 議題

[議決事項]

- ① 第42回通常総会提出議題について
ア、平成19年度決算関係書類承認の件
イ、平成20年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件
ウ、平成20年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件
エ、平成20年度借入金最高限度額(案)決定の件
オ、役員報酬額(案)決定の件

- ② 組合員脱退について

[協議事項]

- ① 第42回通常総会及び第30回全国集会次第について
② その他

[報告事項]

- ① 全農薬受発注システムについて
② その他

- (4) 出席者 理事長 副理事長 理事 監事 事務局

2. 第42回通常総会

- (1) 日時 平成19年11月21日(水) 10:30~12:00
(2) 場所 虎ノ門パストラル
(3) 議題

- ① 平成19年度決算関係書類承認の件
② 平成20年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件
③ 平成20年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件
④ 平成20年度借入金最高限度額(案)決定の件
⑤ 役員報酬額(案)決定の件

概要

冒頭、松木理事長から、全国農薬協同組合は農業現場に直接接しており、農薬の流通・安全に大きな責任を負っている。本年 10 月にスタートした全農薬受発注システムは組織の合理化にもつながることでもあり、多くの方々の利用をおねがいしたい。また、最近では、世界の農業に明るい兆しが見え始めており、この兆しに積極的に向かいあっていきたい。との挨拶があった。

続いて、田中理事が議長に選ばれ、議題の審議に入り平成 19 年度決算、平成 20 年度予算等全ての議案が承認された。

(4) 表彰等

◎ 支部表彰（平成 19 年度商品別取扱高上位支部）

ジマンダイセン：愛媛県、和歌山県、広島県

カーメックスD：新潟県、愛知県、茨城県

スナップショット：広島県、愛知県、山梨県

バイエル商品（クプラビットホルテ、ダイセド）：北海道、岩手県、鹿児島県

バシレックス：長野県、群馬県、北海道

ダイヤモンド等：北海道、福岡県、青森県、鳥取県

安全対策用マスク・防除衣：長野県、北海道、熊本県、広島県、茨城県

◎ 組合員事業所永年勤続従業員表彰

次頁に掲載

組合員事業所永年勤続従業員被表彰者一覧表

(推薦受付順)

No.	県	会社名	名前	役職名	勤続年数
1	神奈川県	京浜興農(株)	秋元博	営業課長兼所長	31年 ヶ月
2	岐阜	(株)山正	大野敏治	可児営業所	21年 4ヶ月
3	岐阜	(株)山正	柿元誠治	新規事業部	20年 4ヶ月
4	岐阜	(株)山正	後藤史義	可児営業所	20年 4ヶ月
5	岡山	山陽薬品(株)	高橋明	第一営業部第二課長	20年 5ヶ月
6	岡山	山陽薬品(株)	藤井泰弘	岡山工場製造課長	20年 5ヶ月
7	島根	山陽薬品(株)	高橋正人	松江営業所次長	20年 5ヶ月
8	三重	東海物産(株)	内山文男	(株)東海ハウス出向 次長	26年 4ヶ月
9	愛知	東海物産(株)	岡村智宏	豊橋支店第二課課長	25年 4ヶ月
10	北海道	(株)コハタ	井澤陽一	本社工務係長	20年 4ヶ月
11	北海道	(株)サン格林太陽園	青木美都里	資材部係長	24年 4ヶ月
12	北海道	(株)サン格林太陽園	岡久純子	(株)アグリオ出向 係長	24年 4ヶ月
13	北海道	(株)サン格林太陽園	溝渕晴美	北見センター係長	24年 4ヶ月
14	北海道	(株)サン格林太陽園	大石敬子	帯広センター係長	27年 4ヶ月
15	北海道	(株)サン格林太陽園	赤沢仁美	旭川センター係長	24年 1ヶ月
16	北海道	(株)サン格林太陽園	綿谷ひとみ	倶知安センター係長	20年 4ヶ月
17	秋田	池田薬品商事(株)	福岡則明	G&Aサポート事業部副事業部長	30年 8ヶ月
18	熊本	グリーンテック(株)	伊藤徹郎	本社 部長	22年 2ヶ月
19	熊本	グリーンテック(株)	田中敏民	玉名営業所長	20年 9ヶ月
20	熊本	グリーンテック(株)	岩下亨	八代営業所課長	21年 1ヶ月
21	長崎	(株)宮崎温仙堂商店	田上信也	農業・資材グループ営業本部部次長	27年 5ヶ月
22	長崎	(株)宮崎温仙堂商店	村山圭一	農業・資材グループ営業本部室長	36年 5ヶ月
23	長崎	(株)宮崎温仙堂商店	道辻裕二	諫早営業所長	30年 5ヶ月
24	宮崎	(株)宮崎温仙堂商店	田浦修二	宮崎営業所長	30年 5ヶ月
25	香川	(株)喜多猿八	香川智	アグリビジネス部課長	20年 5ヶ月

3. 第30回全国農薬安全指導者協議会全国集会

(1) 日 時 平成19年11月21日(水) 13:30~17:00

(2) 場 所 虎ノ門パストラル(葵の間)

(3) 議 題

① 平成19年度事業報告、収支決算

② 平成20年度事業計画、収支予算

③ その他

(4) 農薬ゼミ実施報告 愛知県

(5) 特別講演 科学ライター 松永和紀 氏

(6) 来賓祝辞 ・農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

鈴木伸男 氏 (代理入江安全指導係長)

・(社)日本植物防疫協会理事長 岩本 毅 氏

・農薬工業会 専務理事 奥富一夫 氏

(7)スローガン唱和

田上常任幹事による恒例のスローガン唱和

- ・ 法令を遵守し安全な農作物の確保に努めよう
- ・ 農薬の正しい知識の普及に努めよう
- ・ 農薬物流の危機管理徹底に努めよう

集会の冒頭、北濱会長から挨拶があり、続いて武田副会長が議長に選ばれ審議に入り、平成19年度事業報告及び収支決算、平成20年度事業計画及び収支予算が了承された。

また、安全協活動では、ポジティブリスト制度の周知徹底に努め、農薬が安全・適性に使用されるよう、周辺への飛散防止対策、農薬の使用履歴貴重運動に取り組んだこと、さらに、農薬の安全性に関する一般消費者への広報活動として、愛知県鈴木常任幹事より、農薬工業会東海支部と名古屋市内で農薬ゼミを共催し、今後も関係団体と連携を強化しつつ、地域に密着した組合活動を展開していきたい旨報告された。

本年度の特別講演は、科学ライター松永和紀氏に「食品の情報のウソを見破り国内農業振興へ」と題して御講演いただいた。(13頁に要旨を掲載)

全国集会にご出席いただいた、千葉大学本山教授からもご挨拶の中で注目の「アグリクール」についての話題提供がなされたあと、北濱会長の挨拶で閉会した。

その後、大森 IT 広報委員長から全農薬受発注システムの現状報告と、備電算システムの担当者から、実際の受発注システムの画面を PC で表示しながらの説明があった。最後に羽隅副理事長から全農薬の新しいシンボルマークの紹介があった。(16 頁参照)

◎ 記念パーティー

松永和紀氏による講演が終了した後、鳳凰の間へ移動し、引き続いて宇野理事の司会で記念パーティーが開催された。

パーティーは、松木理事長の挨拶のあと、ご臨席の各国議員から祝辞を頂いた。

また、(社)農林水産航空協会 関口洋一会長の音頭で乾杯したのち、懇談に入り、農林水産省、環境省、関係団体、関係農薬メーカーから多数のご出席を賜り盛会となった。最後は、(社)緑の安全推進協会 会長 梶原敏宏氏の中締めによって閉会した。

5. 第 238 回理事会

- (1) 日 時 平成 19 年 12 月 5 日 (水) 14:30~
- (2) 場 所 全農薬会議室
- (3) 議 題

[議決事項]

- ① 平成 20 年度購買事業価格及び諸条件について

[協議事項]

- ① 平成 20 年度地区会議内容について
- ② 平成 20 年度行事日程について
- ③ 全農薬受発注システムについて
- ④ その他

[報告事項]

- ① 全農薬ホームページについて
- ② 取引基本契約書締結について
- ③ 最近の農薬行政の動向について
- ④ その他

- (4) 出席者 理事長・副理事長 理事 監事 事務局

6. 組合員異動

[脱 退]

[長野県]

○丸西産業㈱

[香川県]

○立石商事㈱

[代表者変更]

○岩手県農薬卸商業協同組合 理事長

新：佐藤 剛

旧：佐藤健一

7. 植防団体総務連絡会

(1) 日 時 平成19年12月13日(木) 16:00~17:00

(2) 場 所 日植防 3F会議室

(3) 議 題

1. 各団体行事予定(平成20年1月~平成20年6月)※
2. 伝達事項及び情報交換
3. その他

(4) 出席者 弓削参事 宮坂技術顧問

※9頁に掲載

8. 平成19農薬年度9月末出荷実績表

農薬工業会が発表した平成19農薬年度9月末出荷実績表を34頁に掲載。

9. 平成19年度ゴルフ場・緑地向け農薬販売金額・数量

(社)緑の安全推進協会が36社からの報告を基に集計したものを36頁に掲載。

10. ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成18年度水質調査結果について

平成19年11月環境省公表資料を37頁に掲載、詳細は環境省のHP参照して下さい。

11. 環境保全型農業シンポジウムご案内(詳細は40頁に掲載)

日本微生物防除剤協議会主催で全農薬等が後援、申し込みは各自で日本微生物防除剤協議会のHPよりお申し込み下さい。

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

平成 20 年 1 月 4 日(金)	仕事始め
1 月 23 日 (水) ~29 日 (火)	第 68 回植物防疫研修会
2 月 6 日 (水) ~20 日 (水)	平成 20 年度地区会議
4 月 15 日 (火)	第 239 回理事会
7 月 10 日 (火)	第 34 回安全協常任幹事会
9 月 18 日 (木)	第 240 回理事会
9 月 25 日 (木) ~30 日 (水)	第 69 回植物防疫研修会
11 月 17 日 (月)	第 241 回理事会
11 月 18 日 (水)	第 43 回総会・第 31 回全国集会 第 242 回理事会 記念パーティー
12 月 10 日 (水)	第 243 回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

平成 20 年 2 月 5 日 (火)	第 23 回資産運用・第 6 回財政検 討委員会
2 月 21 日(木)	第 35 回代議員会・第 45 回理事会

〔その他〕

平成 20 年 1 月 7 日 (月) (11:00~13:00)	農薬工業会賀詞交換会 於：経団連会館 11F
--------------------------------------	---------------------------

慶 事

◎ ㈱トコリ (元全農薬理事) 会長 田中利一郎 氏

旭日小綬章 (和歌山県 産業振興功労)

おめでとうございます

平成20年度地区会議について

平成20年度 地区会議日程

全国農業協同組合

地 区	月 日	時 間	場 所	
			開 催 地	会 場
関東甲信越	2月6日(水)	11:00～17:00	東京都	メルパルクトウキョウ
中国・四国	2月7日(木)	10:30～16:45	岡山市	メルパルクオカヤマ
九 州	2月8日(金)	11:00～17:00	福岡市	福岡ガーデンパレス
東 海	2月13日(水)	11:00～17:00	名古屋	名古屋ガーデンパレス
近 畿	2月14日(木)	10:30～16:30	大阪市	大阪ガーデンパレス
東 北	2月15日(金)	11:30～17:00	仙台市	メルパルクセンダイ
北 海 道	2月19日(火)	10:00～16:30	札幌市	札幌総合卸センター
北 陸	2月20日(水)	11:00～16:45	金沢市	ウエルシティ金沢 (石川厚生年金会館)

○「緑の安全管理士会」支部大会兼更新研修会のお知らせ

「緑の安全管理士」支部大会が下記の通り開催されますので受講をお勧めします。

(社)緑の安全推進協会から会員宛てに案内状が送付されています。

研修テーマ

- 農業行政の動向と課題
- ポジティブ制度とその対応
- 農業をめぐる最近の動き
- 街路樹等の病虫害防除

支 部	開 催 日	場 所
近畿	平成20年2月15日 13:00～17:00	新梅田研修センター 大阪市福島区福島 6-22-20
中国・四国	平成20年2月14日 13:00～17:00	メルパルク岡山 岡山市桑田町 1-13
九州・沖縄	平成20年2月13日 13:00～17:00	天神クリスタルビル 福岡市中央区天神 4-6-7

各団体の理事会・総会等日程一覧表

H19.12.13

団体名	理事会・総会等の日程		
(社)農林水産航空協会	平成20年3月13日(木)	平成20年5月22日(木)	
(財)日本植物調節剤研究協会	平成20年3月19日(水)	平成20年5月23日(金)	
(財)残留農薬研究所	平成20年3月25日(火)	平成20年5月27日(火)	
農薬工業会	平成20年3月12日(水)	平成20年5月14日(水) 平成20年5月22日(木)	平成20年1月23日(水)
(社)緑の安全推進協会	平成20年3月28日(金)	平成20年5月30日(金)	
全国農薬協同組合	平成20年4月15日(火)	平成20年9月18日(木)	平成20年11月17日(月) 平成20年11月18日(火) 平成20年12月10日(水)
(社)日本くん蒸技術協会	平成20年3月31日(月)	平成20年5月29日(木)	
(社)全国植物検疫協会	平成20年3月26日(水)	平成20年6月3日(火)	
(社)日本植物防疫協会		平成20年5月28日(水)	

平成19年11月21日(水) 16:10～

虎ノ門パストラル(葵の間)

(はじめに)

全国農業協同組合の第42回通常総会並びに第30回全国農業安全指導者協議会全国集会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴組合及び事業活動に一致団結して協力された組合員各位におかれましては、日頃から地域に密着して農薬の安全使用の推進運動、また農薬の安定供給活動を熱心に展開され、我が国農業の発展に貢献いただいておりますことに、厚く感謝申し上げます。

また先日は、容器・包装の不具合による漏れに対しまして、農薬の回収を迅速かつ丁寧に対応いただき、誠にありがとうございました。皆様方の多大なご協力に重ねて感謝申し上げます。

(農業行政の現状と課題について)

最近の農業に関する話題を、いくつかお話しさせていただきたいと思っております。

まず、ポジティブリスト制度ですが、昨年5月に施行されてから1年半が経過しましたが、最初の1年間の違反状況等が明らかになってきております。厚生労働省の取りまとめによりますと、平成18年5月29日から同年末までに行われました自治体による国産農産食品の農薬等の基準値超過は31検体と従来に比べて大きな差はなく、このことは、関係団体の方々のご指導の成果であると考えておりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これらの国内農産物における残留農薬基準違反の原因として、当初懸念されていたドリフトに起因するものは見られていない一方、ある作物に使用した薬剤が、タンクやホース内の洗浄が十分でなかったため次の作物で検出された事例や、明らかに使用基準を誤認して散布した事例などが見られています。農薬使用の基本は使用基準をしっかりと遵守することであり、散布に当たってはラベルの記載事項を毎回確認することなどにより、使用基準の遵守を徹底する必要があります。

また、今回のポジティブリスト制度において一律基準が適用されているものの中で、水田で使用された農薬が水系を通じて下流の湖沼等のシジミから検出された事例があります。これについては、データが整備できたものから順次関係府省に評価を依頼しているところであり、クミルロンを皮切りに今後順次基準値の設定が進められる予定です。ただし、残留基準値が設定されたとしても、水管理の不徹底や、同一水系における同一薬剤への集中などが生じれば、湖沼へ流入するおそれは高くなるのは当然で

すので、本年同様、魚介類の残留基準値超過を防止する上では、水田での農薬使用に当たり、概ね1週間程度の止水、畦畔の整備等による水管理の徹底を図るとともに、使用薬剤の分散化等にも十分留意していただきたく必要があります。特に、止水の徹底は、水系への農薬の流出を食い止めるだけでなく、使用した農薬の薬効を十分発揮させるためにも重要であることを認識して、取り組んでいただければと考えております。

先程もお話ししましたように、ラベルの記載事項をしっかりと確認した上で使用することは、農薬使用における基本中の基本と言っても過言ではございません。使い慣れている農薬であっても、思いこみで使用基準と異なった使い方をする場合もあり得ます。「慣れているから」ではなく、毎回しっかりとラベルの記載事項を確認し、ラベルどおりに使用することを習慣としていただきたいと思います。皆様も使用指導に当たって、この点については繰り返し注意喚起を行っていただきたいと思います。

また、消費者の多様なニーズに対応するため、似たような名前の作物が増加しています。これらの作物は、その形態によって残留等が異なる場合があります。この場合には別の作物分類としている場合があります。このような場合には、似た名称の作物に使用できる農薬がそのまま使えないことも多いことから、新しい作物を生産する場合にあっては、使おうとしている農薬がその作物に使えるかどうか、十分に確認していただく必要がありますので、この点につきましても、ご指導をよろしくお願いします。

昨今、公共用施設や住宅地周辺における農薬の使用を巡り、近隣の住民の方から相談等が寄せられる事例が増加しております。特に、都市圏における農地と宅地の混在、公共用施設における樹木等への防除の実施、あるいはガーデニングの流行等により個人が容易に農薬を購入・使用できるようになったことなどが相談増加の遠因と考えております。

農林水産省では、環境省との連名により、本年1月に「住宅地等における農薬使用について」の通知を発出したところです。住宅地等の周辺における防除に当たっては、物理的手法の適用を最優先に検討するとともに、農薬を使用する場合でも散布以外の方法（塗布、誘引、樹幹注入など）での防除を検討し、農薬を散布する場合にも飛散を最小限にとどめるノズル等散布方法を工夫するとともに、周辺住民への事前周知や散布後の立ち入り規制の徹底、農薬使用履歴の記録等を行っていただくことが重要と考えております。特に、周辺住民への事前周知を怠ったことによるトラブルが増大しております。地域の中で無用のトラブルを引き起こさないためにも、積極的に周知することが重要です。

本通知の内容についてわかりやすく解説したリーフレットを作成して、先日、組合事務局から配布していただいたと思いますが、農林水産省及び環境省ホームページでも公開しておりますので、ご指導に当たっては、このような資料も活用していただき

たいと思います。

(むすび)

「食」の「安定供給」と「安全・安心」を確保していくことは国の基本的な責務であり、この一端を支える農薬は、欠くことの出来ない重要な基礎資材であります。

農林水産省といたしましても、新たな観点からの農薬行政を推進するために、皆様への情報の提供と意見交換に努めながら、引き続き万全を期して取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日ご参集の皆様方の益々のご健勝、ご発展を祈念しますとともに、全国農薬協同組合の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

食品情報のウソを見破り国内農業振興へ

於：虎の門パストラル

松 永 和 紀

農薬、食品添加物は危ない！、国産農産物は輸入物より安全！誤解がいっぱい中国産食品。「中国産は怖くて子どもには食べさせられない」。主婦の友人が言う。2007年夏、テレビのニュースなどでひんぱんに中国産食品が取り上げられ週刊誌に「中国産の毒」などという見出しが踊った。あれだけ煽られれば、主婦は不安に陥ってしまう。

だが、国内農家まで、こう言い出しているのはどうだろう？ 「やっぱり中国産は危ない。国産の方が絶対に安全なんだから、少々高くても国産を食べてもらわなきゃ」。

実は、「中国産の毒」報道は、真実を伝えているとは言えない。日本に入ってきている中国産の質は、かなり良好だ。国内農家は安穏としている場合ではなく、レベルアップを重ねる「強敵」への対抗策を真剣に考える必要がある。だが、農業関係者はメディアに惑わされのんびりムード。これは、心配だ。マスメディアが流す報道の本質を見極めて欲しい。では、報道のどこが問題なのか？ 簡単に言えば、ピンからキリまでである中国産食品を十把一絡げにして報じているところに最大の難がある。たしかに、中国国内では農薬の高濃度残留や添加物の不正使用等、さまざまな問題が表面化した。「排水溝にたまった油が食用油として再利用されている」などとも報じられた。また、米国やEUでも、問題のある中国産食品が多数見つかった。しかし、日本の厚生労働省の輸入検疫における違反率を主な輸出国別に見ると、中国0.6%。米国1.0%、ベトナム1.2%、タイ0.6%（いずれも、2006年）。実は、中国の違反率は諸外国に比べて決して高くないのだ。

この理由は、中国から日本に輸入されている食品の多くが、中国政府や日中の企業などによって厳選されているためだ。いくら中国国内の多くの食品の品質管理がずさんであったとしても、それがそのまま日本に来ているわけではない。

日本では2002年、中国産冷凍ホウレンソウに農薬が高濃度に残留しているのが見つかり、しばらく輸入が禁止されていた。禁止を解くために中国政府はさまざまな対策を施し、現在も中国政府が認めた企業しか冷凍野菜を日本に輸出できない仕組みとなっている。

さらに日本は2006年、食品生産に使われる農薬や動物用医薬品、飼料添加物の残留について、ポジティブリスト制を施行した。日本の要求水準が高いことは中国にも知れ渡っている。そのため、日本企業と取引する中国の業者は、高品質の食品を生産し残留農薬なども定期的にチェックしたうえで輸出する仕組みを整えている。日本は、中国にとって主要輸出相手国、大切にしたい「お得意さん」なのだ。日本側も、食品企業や商社などが中国に出向き目を光らせている。例えば冷凍野菜なら、食品メーカーなど関係企業が集まって「輸入冷凍野菜品質安全協議会」（凍菜協）という組織を作り中国側にガイドラインを示し技術指導を行い、情報交換も重ねている。ガイドラインは、圃場の選定や管理、農業資材の選定、農薬管理、トレーサビリティ確立など多岐にわたる。農薬についても、製剤の品質確認や保管・廃棄、使用履歴の記録、環境汚染防止対策、残留検査など細かく規定している。2007年度には、ガイドライン改定も行い、GAPやIPMの考え方も取り入れた。

また、凍菜協の指導を受けている中国業者・企業は、農産物を自ら検査し違反を防ぐ仕組みも構築している。残留農薬検査は日進月歩なので、日本から企業ラボへの技術支援が欠かせない。凍菜協は、野菜ジュースに農薬を添加した試料を作りラボに測定させ、技能を評価する「外部精度管理」も行い、さらなるレベルアップを目指してもらっている。

日本に入ってくる中国産冷凍野菜の半分以上を、凍菜協に加入する企業が扱っている。加入していない企業も、凍菜協を見習った取り組みを進めている。2002年の冷凍ホウレンソウ問題で、関係する日中両国の企業は大きな打撃を受けた。それだけに、改善と品質向上に必死に取り組み、急激にレベルアップしたのだ。だが、こう言う人もいるだろう。「中国産は品質が良い、というけれど、現実に日本で見つかる違反事例は多いではないか。週刊誌などにずらりと書いてあった」と。中国は輸入件数自体がほかの国に比べて圧倒的に多く、特に農産加工品や水産加工品では42%を占めている。そのため、違反率は0.6%と低くても違反件数自体は多くなり、週刊誌などでリスト化されると誤解を産んでしまう。

違反事例をよく見ると、健康影響をもたらすような深刻なケースはそれほどないことに気付く。7月に横浜市の学校給食に使われていた中国産キクラゲから残留基準を超える農薬が検出され、横浜市が当面の使用中止を決めた。これを契機に、給食から中国産を完全追放する自治体まで現れたという。しかし、農薬の残留濃度は0.02ppm。一律基準(0.01ppm)違反であり、ADIに至るには体重50kgの人がキクラゲを少なくとも一日に65kg以上食べる必要があった。果たしてこれが危険な事例であろうか。中国で日本向け食品の分析を行っている研究所「青島中検誠誉食品検測有限公司」の技術顧問、佐藤元昭さんは、「中国国内向けの食品と、輸出品、とりわけ日本向けを混同して考えてはいけない」と厳しく指摘する。中国では、国民の所得格差が日本よりもはるかに大きく、非常に貧しい人たちもいる。排水溝にたまった油を使った食品に転用するような犯罪行為も起こり得る。しかし、それが日本に入ってくるわけではないのだ。犯罪行為と健康影響のない一律基準違反のような事例を一緒にして「中国産の毒」と語ってはいけないと私は思う。さて今、国内生産者やJAの中に、野菜の生産・品質管理や安全確保において、日本と取引している中国企業ほどの具体策を講じているところがいったいどれくらいあるだろうか？ 残留農薬検査の外部精度管理までしている生産団体があるのか？ 私の見るところ、多くはとて中国企業の取り組みに及ばない。国内農業の行く末を思う時、暗澹とした気分にならざるを得ないのだ。残念ながら、マスメディアは、視聴率アップや販売部数増を狙い、過剰にセンセーショナルリズムを追求する。「中国の毒」報道も、過分にこの影響を受けている。

この夏、中国の毒報道がマスメディアで盛り上がっていた頃、青島中検誠誉食品検測有限公司に日本のテレビ局から取材班が来たという。朝9時から夕方4時まで取材し分析の様子を撮影し、顧問の佐藤さんのインタビューも2時間以上行われた。佐藤さんは中国企業の真摯な取り組みや分析技術のレベルの高さを詳しく説明し、研究所で日本向けの食品を分析して判明する違反率がわずか0.1%に止まることなども明かした。ところが、実際にニュースに研究所が映ったのは数秒。話した内容もまったく反映されず、結局報じられたのは相も変わらぬ「中国産は危ない」だった。後で、取材したディレクターから「日本で上司に蹴られてしまい、取材内容を活かせなかった。申し訳ない。しかし、私はこうした真実をぜひ伝えるべきだと思うので、別の機会に改めてチャレンジしたい」という連絡が来たという。佐藤さんは「やっぱりテレビは、視聴者に受けるような番組しか作れないのだろうか、と邪推せざるを得ない」と言う。これが、報道の現実だ。一方で、「日本の輸入品に対するチェック体制は緩いので、輸入品は怖い」と指摘する人もいる。06年には186万件、重さにして3410万トンもの食品の輸入が届けられたが、検査件数は20万件あまりで検査率は11.0%しかない。そのため、テレビのニュースショーでコメンテーターなどが簡単に「9割はすり抜けてしまうからあてにならない。せめて7〜8割は検査してもらわない」と言っていた。しかし、この主張も人々の不安を煽動する数字の「トリック」でしかない。

検査はサンプリングで行われるため、どれほど検査数を増やしても100%の安全を保証することはできない。そして、検査をした後の食品は食べられなくなり廃棄せざるを得ず、いたずらに検査数を増やしても、資源と検査コストの無駄だ。そのため、厚労省はリスクの大きさに応じて対応する仕組みを作っている。違反の蓋然性(可能性)が大きい食品や、違反した場合に健康被害が心配されるようなものについては厳しく監視し、心配の少ない食品は時々チェックするというメリハリの利いたシステムを、統計学に基づいて構築している。具体的には、各港にある計31の厚労省検疫所・支所等が、事業者から提出された書類をチェックするとともに、その中から一定数をサンプリングして調べる「モニタリング検査」を行い、輸入食品の大まかな状況を常に把握する。この検査で違反が分かった場合、健康被害が懸念されるものについてはすぐに「検査命令」が出される。例えばカビが作る極めて強い発がん物質「アフラトキシン」や感染すると重い食中毒を起こす「腸管出血性大腸菌O157」などが検出された場合だ。これらの汚染が見つかった食品については、その後輸入する際には全ロットを検査し問題がないことを確認しない限り、国内に流通させることはできない。一方、健康への影響がそれほど高くないと科学的に判断される残留農薬や動物用医薬品などについては一般的に、モニタリング検査で1回目の違反が出た後は、輸入件数の3割を検査する「30%モニタリング検査」に移行する。そのうえで、2回目の違反が出た場合には「違反の蓋然性が高い」として、健康被害が心配されるものと同様の「命令検査」が行われることになる。一度出された検査命令は簡単には解除されず、長期間にわたって厳しく監視されることになる。リスクや違反の蓋然性が高いものについては、輸入禁止措置が講じられることもありうる。リスクの大きさに応じたメリハリのある検疫制度であっても、その網をすり抜けて日本に入ってしまう違反食品がゼロ、というわけにいかない。しかし、輸入検疫が済んで日本に入った食品については、自治体やその食品を扱う加工メーカー、流通業者、生協などが、日本国内で頻繁に検査を行っている。自治体や生協などは結果を公表しているが、違反の割合は低く深刻な違反もほとんど見つからないのが実情だ。輸入食品関係者は、「輸入食品に対する規制は厳しすぎる」と言う。たしかに、命令検査はもとよりモニタリング検査で見つかった違反もすべて、厚労省のウェブサイトで公表されてしまうのは厳しい措置だ。一律基準違反も機械的に公表されてしまう。一方、国内農産物は自治体や農水省がサンプリング検査を行っているが、公表には慎重であり、自治体によっては一律基準違反を別扱いとし公表しないところもあるようだ。

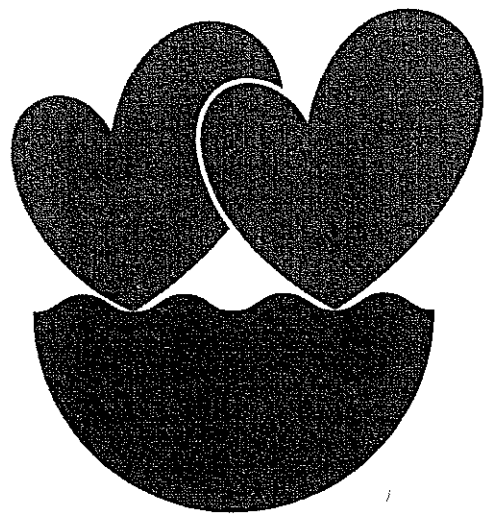
多方面から考える限り、輸入農産物よりも国内農産物が安全だという科学的根拠はもうないとみた方がよいのではないか。厳しいポジティブリスト制ができて、日本に輸入する諸外国もそれぞれに対策を講じているのだ。食品衛生法をクリアした食品については産地にかかわらず同程度に安全、と考えるべきだろう。なのに、今夏「中国の毒」を報じたマスメディアの多くは、輸入検疫の厳しさを報じず「これなら大丈夫」と国産をもてはやした。そして、日本の農業現場では科学的根拠のない「国産安全論」がまかり通り、多くの関係者が「国産は安全だから買ってください」と消費者に言っている。この論法に納得して国産を購入していた消費者は、中国産の方が安全だと確信すれば、中国産購入に簡単に転じるのではないかと。いや、いくつかの品目では既に、流通関係者が「国産よりも中国産の方が品質が高く農薬使用量も少ない。なのに価格は安い。こんな良いものはない」と断言し、中国での生産量をどんどん増やしている。そのことを、まだ消費者は知らない。知った時、消費傾向は変わるのか？ 国内生産者はどう説明するのか？ マスメディアの情報に惑わされることなく、情報を多角的に収集して科学的に考えて欲しいと思う。私は、

このようなマスメディアの抱える問題をまとめてこの春、「メディア・バイアス あやしい健康情報とニセ科学」（光文社新書）を出版した。農薬を頭から否定し無農薬で栽培された農産物や有機農産物を善とする考え方に科学的な根拠がないことも記している。

人は、自分にとって都合の良い情報を聞きたがる性向があるそうだ。マスメディアの発する農薬に関するバイアスのかかった情報に「ウソばかり」と怒る人たちが、中国産食品報道になると、ころっと騙され、「中国産は危ない」と信じ込んでしまう。そうした自分の思いこみや偏りも再度見つめ直してほしい。偏向した情報を基に策を練っても意味がない。広く情報収集し、時代を讀み射た判断をしなければならない。国内農業生産には、目先の「安全」以上の意味がある。それは、田んぼや畑を維持することで環境に対する多面的機能を発揮し日本の豊かな自然・風土を守ることであり、食料安全保障における重要性であり、農業が本来的に持つ心の豊かさである。農薬は、リスクを封じベネフィットを最大限に活かす上手な使い方をすることで、これらのことに十分に貢献できる。そのことを、国内農業関係者から消費者にしっかりと伝え、胸を張って適正使用してほしい。私もその橋渡しのお手伝いをしたい、と考えている。

◆新しいシンボルマークについて

黄褐色の半円は、畑のうねと大地を表し、
二つのグリーンハートは、
生産者と全農薬のパートナーシップ、
さらには、生産者と消費者との信頼を築く
「安心・安全」を示した農産物のシンボルです。
消費生活を支えるために、
安全・安心と安定供給に貢献する全農薬の存在を
より親しみやすく、解りやすく、
躍動感に満ちた造形で示すシンボルマークです。





19 消安第 10047 号

平成 19 年 11 月 15 日

東北農政局 消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

生産局農産振興課長

園芸課長

特産振興課長

大臣官房参事官（普及担当）

誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について

農薬の適正使用については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）により、ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認し遵守すること等について、農薬使用者への指導をお願いしてきたところです。

一方、近年の消費者の多様なニーズに対応し、同じ科に属する作物においても作物の形状や栽培形態の異なる農作物の栽培が増加しており、例えば「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」のように、作物名や形状の似た別作物が栽培されています。

このような農作物においては、作物の大きさや形状、収穫までの栽培形態が異なるため、農薬の残留量が異なる場合があります。このような場合には、農薬の適用作物を分け、異なる使用基準を定めているところです。しかしながら、依然として適用作物を誤認したことによる使用基準違反がみられる現状にあります。

こうした適用作物の誤認を防止するため、これまでも独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ（<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>）において、農薬登録における適用作物名の区分について掲載するなどの取組をすすめてきたところですが、改めて貴局管内各県に対し、農家等の農薬使用者に対して農薬の適用作物を誤認しないよう指導の徹底をお願いします。

この際、誤認しやすい事例を別添リストのとおり整理しましたので指導の参考とするとと

もに、各地域において誤認が生じやすい農作物の情報については、積極的に農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室まで連絡して頂くようお願いいたします。

なお、別添リストについては、こうした情報に基づき随時更新し、ホームページで広く注意喚起を行うとともに、農産安全管理課メーリングシステムを通じて、都道府県農薬担当者等にお知らせします。

誤認しやすい適用作物例

	作物名1	作物名2	作物名3
1	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
2	トマト	ミニトマト	
3	ねぎ	わけぎ	あさつき
4	キャベツ	メキャベツ	
5	しゅんぎく	きく	食用ぎく
6	メキャベツ (子持ちカンラン)	非結球メキャベツ (プチベール)	
7	さくら	食用さくら(葉)	
8	てんさい	かえんさい	
9	にんにく	葉にんにく	
10	未成熟とうもろこし	ヤングコーン (ベビーコーン)	
11	しょうが	うこん	
12	たまねぎ	葉たまねぎ	

※注1 本表に掲載した「作物名1」、「作物名2」、「作物名3」は、それぞれ農薬の適用は異なるものであり、例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできないものである。

注2 作物名の区分については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ(<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>)にも掲載していることから、積極的に活用されたい。

疑義資材一掃に農水省が動き出す

全農薬事務局

【概 説】

11月下旬、農林水産省が製造・販売企業に立ち入り検査を行い、農業資材「アグリクール」が無登録農薬に該当することが判明したとして11月22日報道発表した。

アグリクールは販売代理店のホームページでは「農薬ではありません、自生植物からつくられた農植物保護液」ですという宣伝文句で販売していたもので、(独)農林水産消費安全技術センター農薬検査部(旧:農薬検査所)が立ち入り検査を行い、抜き取り品を分析した結果、日本では登録がないが諸外国では農薬として使われている農薬成分「アバメクチン」の主成分であるアベルメクチンB1aが0.2%含まれていることが判った。

そのため、農水省は「一定程度の病害虫の防除効果を有すると判断でき、無登録農薬に該当する」と判断し、以下の通達を発出したもので、農水省はこれだけではなく、類似の商品がかなり出回っており、これは氷山の一角である。とし、これまでの指導を大幅に変えたものである。

1. 農水省からの関連通知一覧(発出月日:H19.11.22)

- ・ 無登録農薬と疑われる資材に関する情報提供窓口、「農薬目安箱」の設置。
- ・ 「農薬取締法第13条1項の規定に基づく報告命令について」の発出。
- ・ 「無登録農薬と判断された資材への対応について」の発出
- ・ 「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」の発出

2. 農水省のホームページからの検索法

<http://www.maff.go.jp/nouyaku/index.html> (農薬対策室農薬コーナー) または、

①農林水産省ホーム・ページ → ②消費・安全 → ③キーワードから探したい方へ
(・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品)

④ 農薬 → ⑤ 農薬コーナー

・・・で最新の農薬に関する情報を閲覧してください。

3. 全国農薬協同組合 (<http://www.znouyaku.or.jp/>) のリンクから農薬コーナーへお入りください。

※ 最新のアグリクールの回収状況も閲覧することができます。

以下、関連通知文を掲載します。

農薬目安箱

農薬の疑いのある資材（疑義資材）に関する情報がございましたら、以下のフォームより御連絡ください。

情報提供に当たっては、農林水産省における調査に資するため、可能な限り詳細なものをお寄せ下さい。

農薬の疑いのある資材の例

① 病虫害の防除効果は明示していないものの「虫がよりつかない」等、当該効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示説明されている。

② 容器又は被包の意匠及び形態が市販されている農薬と同じ印象を与える。

③ 使用方法として対象病虫害、使用時期、使用回数、希釈倍率等の農薬の用法用量とみなされる表記がなされている。

④ 農薬の有効成分が含まれる疑いがある。

※お預かりした個人情報については、農林水産省による疑義資材の調査のために使用し、それ以外の目的では使用いたしません。

氏名	<input type="text"/>	[必須]
年代	<input type="text"/>	
性別	<input type="text"/>	
都道府県	<input type="text"/>	[必須]
郵便番号	<input type="text"/>	(例)100-8950
住所	<input type="text"/>	[必須]
職業	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	(例)03-3502-8111
メールアドレス	<input type="text"/>	

19消安第10404号

平成19年11月22日

都道府県知事

各地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 山口 勇

殿

(農林水産省) 消費・安全局長

農薬取締法第13条第1項の規定に基づく報告命令について

このことについて、三好商事株式会社に対し、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項の規定に基づく登録が必要な農薬である製品を製造し、販売した経緯や対応状況等について、同法第13条第1項の規定による報告を別添のとおり命じたので御了知ありたい。

・都道府県知事、内閣府沖縄総合事務局長及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターあてには、注を記入する。



農林水産省指令 19消安第10404号

三重県伊賀市ゆめが丘5-2-4
三好商事株式会社 代表取締役 三好一利 殿

平成19年11月20日に貴社に対して農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、貴社において製造・販売していた製品「アグリクール」（商品名）は、法第2条第1項に基づく登録が必要な農薬であることが明らかとなった。

登録を受けずに当該製品を製造していたことは、同項の規定に違反するものであることから、法第13条第1項の規定に基づき、平成19年12月6日までに下記について報告することを命じる。

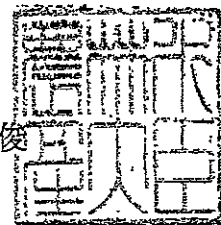
なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

- 1 法第2条第1項の規定に基づく登録を受けずに当該製品を製造した経緯
- 2 当該製品の回収に向けて講じた措置
- 3 当該製品の回収及び処分の状況

平成19年11月22日

農林水産大臣 若林 正俊



行政不服審査法に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の
教示について

平成19年11月22日付け農林水産省指令第10404号による処分に対し、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立てをすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) *1消費・安全局長
(農林水産省) *1生産局長

無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」(商品名)について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造販売した三好商事株式会社等に対し立入検査を実施し、別紙のとおり各都道府県に対し通知したところであることから、貴職より、下記事項に係る対応をとるべきことについて、貴局管下地方農政事務所に対して通知されたい。^{*2}(参考までに通知する。)^{*3}

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。

(*1): 内閣府沖縄総合事務局長あてに記載する。

(*2): 北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長あては下線部を削除する。

(*3): 北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長あてに記載する。

各都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長

無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が発売している資材「アグリクール」（商品名）について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造・販売した三好商事株式会社等に対して立入検査を実施し、当該資材の回収等を指導しているところですが、そもそも無登録農薬を生産者が使用することがないように注意喚起していただくとともに、下記事項について対応いただくよう協力をお願いします。

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。

参考資料

1 経緯

- (1) 農林水産省は、これまで登録された農薬の適正使用を推進するとともに、無登録農薬の販売や使用が確認された場合には取り締まるとの基本的な考え方に基づき対応してきた。

「アグリクール」については、農薬の有効成分の混入が疑われるとの情報があったことから、昨年販売されていた当該資材を本年10月に入手し、その4検体について独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部が分析を行った。

- (2) 11月20日、独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部から以下のとおり分析結果が報告されたことを受け、11月20日から21日にかけて、当該資材の製造元である三好商事株式会社等への立入検査等を行った。

2 分析結果

- (1) 農薬の有効成分であるアバメクチンの主成分のアベルメクチン B_{1a} が、分析した4検体の全てから0.2%検出された。
- (2) このアバメクチンの含有濃度並びに三好商事株式会社が推奨していた希釈倍率（1000倍）及び使用量（10アール当たり200リットル）を考慮すると、当該資材は一定程度の病害虫の防除効果を有すると判断でき、無登録農薬に該当する。

3 立入検査結果

- (1) 「アグリクール」は平成9年に製造が開始され、本年3月以降は製造されていない（平成16年6月以降の出荷量は下表のとおり）。
- (2) 「アグリクール」は、総販売代理店を通じてその8～9割が全国向けに出荷されていたが、本年4月以降、販売はされておらず、当該代理店を通じて自主回収中。その他、要望のあった者に対する直接販売あり。
- (3) 「アグリクール」にアバメクチンが混入した原因は現在のところ調査中。
- (4) 直接販売されていたものも含めて、当該資材は全て自主回収される予定。農林水産省は、三好商事株式会社等に対し、自主回収の状況等について報告することを命令。

4 分析結果等に対する評価

今回の件は、以下の点から国民の健康に大きな影響を与えるものではないと考えている。

- (1) アバメクチンは、米、加、英、仏等多くの国で安全性や農産物への残留等について評価の上、殺虫・殺ダニ剤として登録されており、国際的なリスク評価機関が1日摂取許容量（ADI）を設定済みであること。
- (2) 三好商事株式会社や販売者が推奨していた使用方法に従って使用していれば食品衛生法の基準値を超過して残留するとは思われないこと。
- (3) 3に示す立入検査の結果によれば、本年3月以降は当該資材は製造されておらず、現時点では、当該資材を使用した農産物が広く流通しているとは考えにくいこと。

19消安第10394号
平成19年11月22日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

} 殿

※¹ (農林水産省) 消費・安全局長

無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明した。

そこで、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの（以下、「疑義資材」という。）の製造者、販売者等への指導を行うための取扱手順を下記の通り定めたので、御了知願いたい。

※² なお、貴管下農政事務所にあつては、貴職から通知されたい。

(施行注意)

- ※1 内閣府沖縄総合事務局長あてのみ記入。
- ※2 地方農政局長あてのみ記入。

記

1 疑義資材の取扱手順

(1) 疑義資材について

農薬取締法第1条の2で「農薬」とは、農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤として定義されている。

このため、農薬と表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱うこととする。

(2) 疑義資材の特定

次の場合、当該資材を疑義資材として取り扱うこととする。

- ① 病虫害の防除効果は明示していないものの「虫がよりつかない」等、当該効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示説明されている場合（別紙1の「表示説明に係る判断基準」参照）
- ② 容器又は被包の意匠及び形態が市販されている農薬と同じ印象を与える場合
- ③ 使用方法として対象病虫害、使用時期、使用回数、希釈倍率等の農薬の用法用量とみなされる表記がなされている場合
- ④ その他の情報提供により、農薬の有効成分が含まれる疑いがある場合

(3) 疑義資材の取り扱い

疑義資材を特定した場合、次の手順で通報、除去等を行うこととする。

- ① 都道府県、地方農政局、地方農政事務所（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、疑義資材と判断した事由等について、別紙2の様式により速やかに農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（以下「農薬対策室」という。）に通報する。

このとき、都道府県は、原則として、地方農政局又は地方農政事務所を経由して通報する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

- ② 地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、農薬対策室の指示に基づき、都道府県と連携しつつ疑義

資材（未開封であることを確認すること。）を集取（購入）する。この場合、複数の販売店より集取（購入）するよう努めるものとする。

また、集取（購入）する際、販売店等に当該資材について無登録農薬の疑義があることを明示しないよう、十分に注意をする。

- ③ 地方農政事務所にあつては、農薬対策室の指示に基づき、集取（購入）した疑義資材を速やかに独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部へ送付する。

2 立入検査の実施について

疑義資材に係る表示、成分等を総合的に判断し、農薬対策室が立入検査が必要と判断した場合の役割分担は以下の通り。

なお、立入検査は、原則として農薬対策室、（独）農林水産消費安全技術センター、地方農政事務所及び都道府県職員が合同で実施することとする。

- (1) 都道府県は、立入検査に先立ち、①販売店、製造業者等の所在地、②責任者、担当者の氏名、③法令違反に係る履歴等の立入検査に必要と思われる周辺情報を幅広く整理し、農薬対策室に報告するよう努める。

なお、立入検査に当たって警察の同行が望ましいと思われる場合は、その旨も報告する。

- (2) 農薬対策室は、都道府県からの報告に基づき、立入検査の①日時、②検査場所、③検査項目、④検査官の配置等を都道府県の助言を受けながら決定する。

なお、都道府県にあつては、立入検査の直前（前日もしくは2～3日前）に疑義資材が販売店等で販売、製造されていることを確認することが望ましい。

3 緊急事態の対応

疑義資材の分析の結果、国民の健康に重大かつ深刻な被害を与え、又はそのおそれがある事態の発生が予想される場合、その他緊急に対応すべき事態が予想される場合には、農薬対策室が別途指示をするものとする。

別添1

表示説明に係る判断基準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇(害虫)の被害軽減(具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現)、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇(害虫)退治、病虫害抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇(害虫)コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇(成分)を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇(害虫)によく効きます。」等

別添2

平成〇年〇月〇日

〇 〇 県(注)

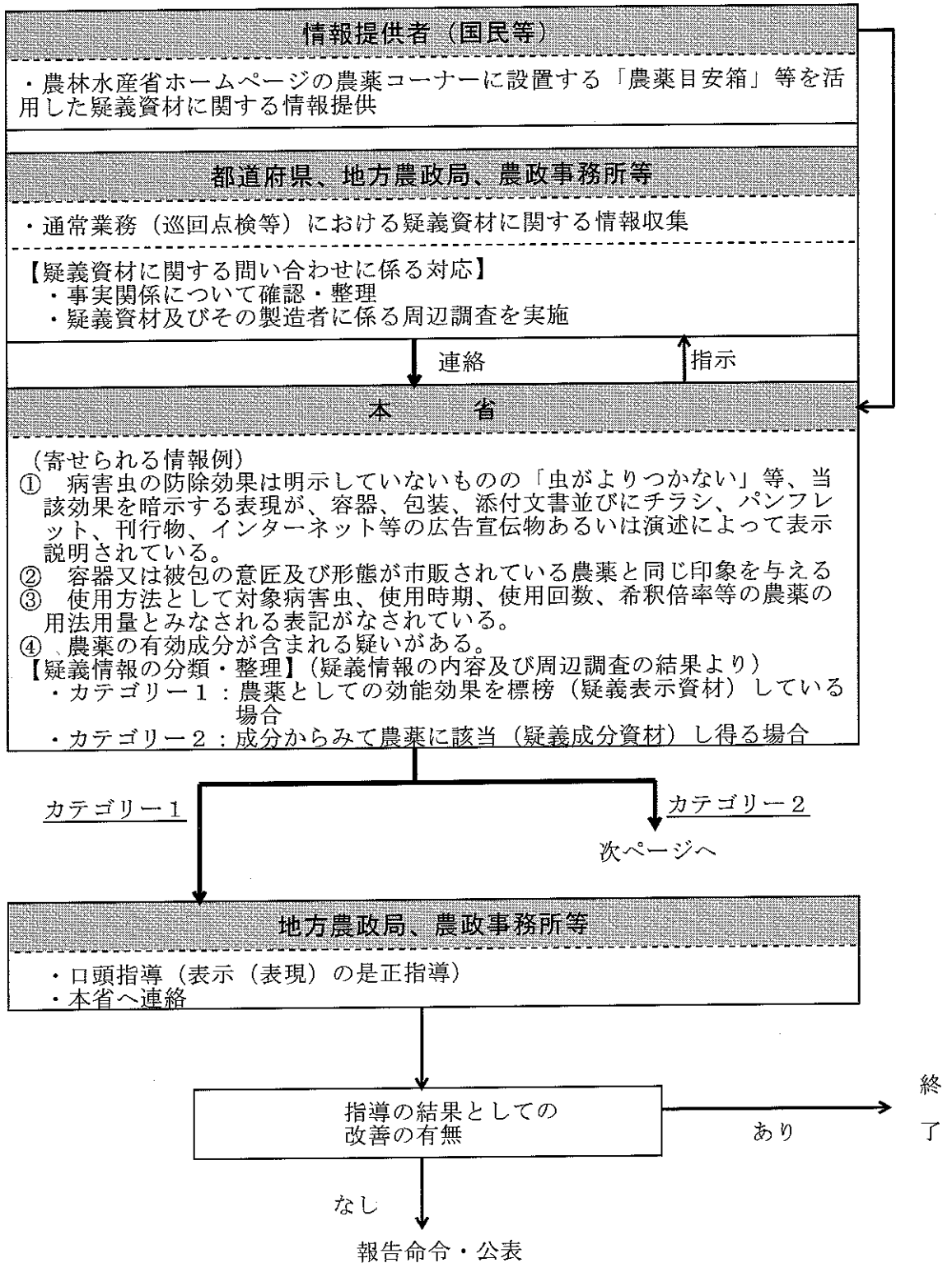
疑 義 資 材 情 報 (平成〇年第〇号)

- 1 疑義資材名
- 2 疑義資材と判断した事由 (疑義内容)
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 都道府県その他分析機関による分析の有無
(有の場合、混入が疑われる農薬の有効成分名)
- 4 販売店、製造業者等に関する情報
 - (1) 所在地
 - (2) 責任者、担当者の氏名
 - (3) 法令違反に係る履歴等の周辺情報

※ 写真等、参考となる情報がある場合、別途添付する。

(注) 東京都にあつては東京都、北海道にあつては北海道、京都府又は大阪府にあつては〇〇府、地方農政局にあつては〇〇農政局、地方農政事務所又は北海道農政事務所にあつては〇〇農政事務所、内閣府沖縄総合事務局にあつては内閣府沖縄総合事務局と記載する。

疑義資材の取扱いフロー



使用分野	種別	用途	数量						金額						比率					
			当月		累計		当年度		累計		当年度		累計		当月差		累計差		%	
			18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
水稻	殺虫剤	メチダゾル	109	413	3,638	2,875	36	98	304	378.9	-764	832	79.0	62	272.2	-133	86.2			
		フホ・ヨコノ	215	606	1,879	1,855	127	303	2,258	2,506	391	281.9	-24	176	238.6	248	111.0			
		メチダゾル/ヨコノ	303	341	9,282	7,580	186	181	6,782	5,340	38	112.5	-1,702	81.7	-5	97.3	-1,442	78.7		
		イタズ・ワカ	72	86	1,987	1,641	76	110	2,226	2,105	14	119.4	-346	82.6	34	144.7	-121	94.6		
		その他	334	336	6,446	6,694	102	262	2,912	2,988	502	250.3	248	103.8	160	256.9	76	102.6		
		小計	1,032	2,283	23,230	20,641	527	954	15,143	13,771	1,261	1,251	-2,589	88.9	427	181.0	-1,372	90.9		
		殺菌剤	イタズ	96	189	9,722	7,877	-1	168	8,171	7,058	93	196.9	-1,845	81.0	169	168,000.0	-1,113	86.4	
		イタズ	74	51	1,190	1,099	68	63	1,137	1,053	-23	68.9	-91	92.4	-5	92.6	-84	92.6		
		イタズ	11	7	843	796	35	8	1,472	1,791	-4	63.6	-47	94.4	-27	22.9	319	121.7		
		その他	124	84	2,612	2,499	317	229	5,201	4,608	-40	67.7	-113	95.7	-88	72.2	-593	88.6		
小計	305	332	14,367	12,272	420	468	15,982	14,509	27	108.9	-2,095	85.4	48	111.4	-1,473	90.8				
除草剤	殺虫剤	イタズ	111	188	15,827	13,462	23	165	24,228	21,388	77	169.4	-2,375	85.0	142	717.4	-2,840	88.3		
		イタズ	26	13	1,181	1,026	38	7	925	889	-13	50.0	-155	86.9	-31	18.4	-36	96.1		
		イタズ	132	68	6,469	5,975	77	54	6,144	7,098	-64	51.5	-494	92.4	-23	70.1	954	115.5		
		その他	0	0	26	0	0	0	14	0	0	0	-26	0.0	0	-	-14	0.0		
		小計	268	270	23,502	20,453	138	226	31,312	29,375	2	100.7	-3,049	87.0	88	163.8	-1,937	93.8		
		初期	-93	22	4,522	4,874	73	48	5,826	5,806	115	-23.7	352	107.8	-25	65.8	-20	99.7		
		中期	96	89	6,380	5,932	112	80	5,265	5,188	-7	92.7	-448	93.0	-32	71.4	-77	98.5		
		後期	13	25	1,604	1,595	35	47	1,988	2,038	12	192.3	-9	99.4	12	134.3	50	102.5		
		一発	526	416	17,866	16,884	1,072	559	37,748	36,829	-110	79.1	-982	94.5	-513	52.1	-919	97.6		
		その他	202	185	3,069	3,243	210	239	4,429	5,300	-17	91.6	174	105.7	29	113.8	871	119.7		
小計	744	738	33,441	32,528	1,502	973	55,256	55,160	-6	99.2	-913	97.3	-529	64.8	-96	99.8				
計	2,349	3,623	94,540	85,894	2,587	2,621	117,692	112,815	1,274	154.2	-8,646	90.9	34	101.3	-4,877	95.9				
果樹	殺虫剤	メニ	47	45	841	835	449	469	7,316	7,187	-2	95.7	-6	99.3	20	104.5	-129	98.2		
		メニ	404	421	6,757	5,593	83	95	1,621	1,738	17	104.2	-164	97.6	12	114.5	117	107.2		
		その他	218	192	3,429	3,199	942	980	15,872	16,179	-26	88.1	-230	93.3	38	104.0	307	101.9		
		小計	668	658	11,028	10,627	1,474	1,544	24,809	25,104	-10	98.5	-401	96.4	70	104.7	295	101.2		
		石灰硫黄合剤	59	227	1,178	1,357	6	24	125	144	168	384.7	179	115.2	18	400.0	19	115.2		
		その他	278	230	5,913	5,728	1,010	788	18,918	18,827	-48	82.7	-185	96.9	-222	78.0	-91	99.5		
		小計	337	457	7,091	7,085	1,016	812	19,043	18,970	120	135.6	-6	99.9	-204	79.9	-73	99.6		
		全殺	4	1	41	36	6	3	61	57	-3	25.0	-5	87.8	-3	50.0	-4	93.4		
		全殺	207	104	4,167	3,960	333	243	7,731	7,899	-103	50.2	-207	95.0	-90	73.0	168	102.2		
		計	1,216	1,220	22,327	21,708	2,829	2,601	51,643	52,031	4	100.3	-619	97.2	-228	91.9	388	100.8		
野菜畑作	殺虫剤	メニ	52	50	593	616	308	325	4,146	4,126	-2	96.2	23	103.9	17	105.5	-20	99.5		
		線虫	1,834	1,387	17,537	16,484	872	673	8,104	7,700	-447	75.6	-1,053	94.0	-199	77.2	-404	95.0		
		その他	3,098	2,195	31,818	27,144	5,040	4,475	44,089	44,095	-903	70.9	-4,674	85.3	-565	88.8	6	100.0		
		小計	4,983	3,633	49,948	44,244	6,219	5,473	56,339	55,921	-1,350	72.9	-5,704	88.6	-746	88.0	-418	99.3		
		土壌	1,525	1,455	15,124	14,850	1,242	1,364	12,144	15,755	-70	95.4	-274	98.2	122	109.8	3,611	129.7		
		その他	1,025	923	11,472	11,889	1,551	1,582	24,244	25,029	-102	90.0	417	103.6	41	102.6	785	103.2		
		小計	2,550	2,378	26,596	26,739	2,792	2,956	36,388	40,784	-172	93.3	143	100.5	164	105.9	4,396	112.1		
		全殺	42	19	1,015	856	28	23	698	636	-23	45.2	-159	84.3	-5	82.1	-62	91.1		
		全殺	857	841	11,090	10,770	1,100	776	18,091	16,873	-16	98.1	-320	97.1	-324	70.5	-1,218	93.3		
		計	8,433	6,871	88,649	82,608	10,139	9,228	111,516	114,214	-1,562	81.5	-6,041	93.2	-911	91.0	2,698	102.4		
その他	殺菌剤	全殺	302	162	4,191	2,541	520	436	6,278	5,375	-150	50.3	-1,650	60.6	-84	83.8	-903	85.6		
		全殺	184	163	1,198	1,194	1,294	1,282	6,691	7,276	-21	88.6	-4	99.7	-12	99.1	585	108.7		
		全殺	142	76	1,905	1,603	108	40	1,144	818	-66	53.5	-302	84.1	-68	37.0	-326	71.5		
		全殺	1,048	672	11,036	10,492	2,378	1,818	17,099	16,833	-376	64.1	-544	95.1	-560	76.5	-266	98.4		
		計	1,676	1,063	18,329	15,830	4,300	3,577	31,212	30,302	-612	63.5	-2,499	86.4	-723	83.2	-910	97.1		
		植物調整剤	32	39	2,212	1,957	216	248	8,470	7,165	7	121.9	-255	88.5	32	114.8	-1,305	84.6		
		殺菌剤	1	0	30	28	1	1	0	29	27	-1	0.0	-2	93.3	-1	0.0	-2	93.1	
		補助剤	190	166	4,454	4,211	140	93	2,620	1,771	-24	87.4	-243	94.5	-47	66.4	-849	67.6		
		その他	0	0	18	47	95	37	1,498	1,035	0	-	29	261.1	-58	38.9	-463	69.1		
		分類なし	223	205	6,713	6,242	451	378	12,618	9,999	-18	91.9	-471	93.0	-73	83.8	-2,619	79.2		
合計	13,897	12,981	230,557	212,282	20,307	18,405	324,681	319,361	-916	93.4	-18,275	92.1	-1,902	90.6	-5,320	98.4				

平成19農業年度ゴルフ場・緑地向け農薬販売数量統計表

平成19農業年度(平成18年10月～平成19年9月)

種別	剤型	用途別、使用分野別 販売数量 kg、ℓ										緑地			総計								
		芝					樹木					ゴルフ場			緑地			総計					
		ゴルフ場	芝	緑地	計	%	前年値	前年比	ゴルフ場	緑地	計	%	前年値	前年比	計	%	前年値	前年比	計	%	前年値	前年比	
殺虫剤	粒剤	446,515			446,515	6.3	469,361	95.1	53,750			53,750	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	500,265	7.0	469,361	106.6
	水和剤	96,730			96,730	1.4	91,296	106.0	0			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	96,730	1.4	91,296	106.0
	乳液剤	104,833	638		105,471	1.5	120,573	87.5	72,881	40,615		113,496	1.6	205,442	55.2	920	0.0	860	107.0	219,887	3.1	326,875	67.3
	注入剤				0	0.0	0	0.0	72,097			172,742	2.4	186,508	92.6	0	0.0	0	0.0	172,742	2.4	186,508	92.6
	その他	52,767			52,767	0.7	51,671	102.1	57,172			57,172	0.8	73,458	77.8	0	0.0	0	0.0	108,939	1.5	125,129	87.9
合計	700,845	638		701,483	9.8	732,901	95.7	169,884	227,276		397,160	5.6	465,408	85.3	920	0.0	860	107.0	1,099,563	15.4	1,199,169	91.7	
殺菌剤	粒剤	40,235			40,235	0.6	48,640	82.7				0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	40,235	0.6	48,640	82.7
	水和剤	498,116	235		498,351	7.0	547,567	91.0	1,056			1,056	0.0	1,235	85.5	760	0.0	610	127.9	500,187	7.0	549,412	91.0
	乳液剤	319,770			319,770	4.5	314,421	101.7				0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	319,770	4.5	314,421	101.7
	その他	6,550			6,550	0.1	0	0.0				0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,550	0.1	0	0.0
	合計	864,671	235		864,906	12.1	910,628	95.0	1,056	0		1,056	0.0	1,235	85.5	760	0.0	610	127.9	866,742	12.1	912,473	95.0
除草剤	粒剤	14,965	12,689		27,654	0.4	26,659	103.7	24,000			24,000	0.3	11,052	217.2	3,266,094	45.7	3,593,114	90.9	3,317,748	46.4	3,630,825	91.4
	水和剤	219,390	4,170		223,560	3.1	244,340	91.5	0			0	0.0	0	0.0	278,787	3.9	328,635	84.8	502,347	7.0	572,975	87.7
	乳液剤	533,255	50,824		586,079	8.2	778,583	75.3	0			0	0.0	0	0.0	337,733	4.7	383,739	92.9	923,812	12.9	1,142,322	80.9
	その他	3,160			3,160	0.0	3,930	80.4	0			0	0.0	0	0.0	26,410	0.4	28,040	94.2	29,570	0.4	31,970	92.5
	合計	772,770	67,683		840,453	11.8	1,053,512	79.8	0	24,000		24,000	0.3	11,052	217.2	3,909,024	54.7	4,313,528	90.6	4,773,477	66.8	5,378,092	88.8
植物調成剤	粒剤	6,470			6,470	0.1	3,730	0.0				0	0.0	0	0.0		0.0	0	0.0	6,470	0.1	3,730	0.0
	水和剤	280			280	0.0	104	0.0				0	0.0	0	0.0	11,530	0.2	11,530	0.0	11,810	0.2	104	0.0
	乳液剤	16,088	8		16,094	0.2	15,680	102.6				0	0.0	0	0.0		0.0	7,955	0.0	16,094	0.2	23,635	68.1
	その他				0	0.0	0	0.0				0	0.0	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	22,836	8		22,844	0.3	19,514	117.1	0			0	0.0	0	0.0	11,530	0.2	11,530	0.0	34,374	0.5	27,469	125.1
その他	水和剤	68,812			68,812	1.0	17,577	391.5	36,000			36,000	0.5	36,336	99.1		0.0		0.0	104,812	1.5	53,913	194.4
	乳液剤	68,812	0		68,812	1.0	17,577	391.5	36,000			36,000	0.5	36,336	99.1	0	0.0	0	0.0	104,812	1.5	53,913	194.4
	粒剤	259,700	4,520		264,220	3.7	370,440	71.3				0	0.0	0	0.0		0.0	0	0.0	264,220	3.7	370,440	71.3
	肥料	259,700	4,520		264,220	3.7	370,440	71.3				0	0.0	0	0.0		0.0	0	0.0	264,220	3.7	370,440	71.3
	合計	2,889,634	73,084		2,962,718	38.7	3,104,572	89.0	170,940	287,276		458,216	6.4	514,031	89.1	3,922,254	54.9	4,322,953	90.7	7,143,188	100.0	7,941,556	89.9

(表記補足) 剤型:【粒剤】= 粒剤 + 粉粒・微粒剤集約
 剤型:【乳液剤】= 乳剤 + ソル・フロアブル + 液剤集約
 種別:その他は忌避剤集約

平成19農業年度 ゴルフ場・緑地向け農薬販売金額統計表

平成19農業年度(平成18年10月～平成19年9月)

種別	用途別、使用分野別 販売金額 百万円										緑地			総計		
	芝					樹木					前年値前年比 %	前年値前年比 %	前年値前年比 %	前年値前年比 %		
	ゴルフ場	芝緑地	計	%	前年値	ゴルフ場	緑地	計	%	前年値						
殺虫剤	112	112	112	0.5	120	93.3	188	188	0.8	0	0	0.0	300	1.3	120	250.0
水和剤	1,140	1,140	1,140	4.8	977	116.7	0	0	0	0	0	0.0	1,140	4.8	977	116.7
乳液剤	430	432	432	1.8	511	84.5	976	1,456	6.2	898	162.1	2	1,890	8.0	1,411	133.9
注入剤		0	0	0.0	0	0.0	1,193	2,566	10.9	2,704	94.9		2,566	10.9	2,704	94.9
その他	314	314	314	1.3	243	129.2	126	126	0.5	144	87.5		440	1.9	387	113.7
合計	1,996	1,998	1,998	8.5	1,851	107.9	2,537	4,336	18.4	3,746	115.8	2	6,336	26.8	5,599	113.2
殺菌剤	25	25	25	0.1	21	119.0		0	0	0	0		25	0.1	21	119.0
水和剤	2,979	2,981	2,981	12.6	2,944	101.3	4	4	0.0	7	57.1	6	2,991	12.7	2,956	101.2
乳液剤	2,312	2,312	2,312	9.8	2,071	111.6				0	0		2,312	9.8	2,071	111.6
その他	50	49	49	0.2	0	0.0		0	0	0	0		49	0.2	0	0.0
合計	5,366	5,367	5,367	22.7	5,036	106.6	4	4	0.0	7	57.1	6	5,377	22.8	5,048	106.5
除草剤	9	14	14	0.1	13	107.7	32	32	0.1	15	213.3	1,838	1,882	8.0	1,942	96.9
水和剤	4,704	4,728	4,728	20.0	4,673	101.2		0	0	0	0.0	256	4,984	21.1	4,987	100.3
乳液剤	2,855	2,950	2,950	12.5	4,002	73.7		0	0	0	0.0	1,042	3,992	16.9	5,054	79.0
その他	10	10	10	0.0	13	76.9		0	0	0	0.0	39	49	0.2	397	12.3
合計	7,578	7,702	7,702	32.6	8,701	88.5	32	32	0.1	15	213.3	3,173	10,907	46.2	12,380	88.2
植物調製剤	11	11	11	0.0	6	0.0		0	0	0	0.0		11	0.0	6	0.0
水和剤	9	9	9	0.0	4	0.0		0	0	0	0.0		9	0.0	4	0.0
乳液剤	481	481	481	2.0	460	104.6		0	0	0	0.0	97	578	2.4	527	109.7
その他		0	0	0.0	0	0.0		0	0	0	0.0		0	0.0	0	0.0
合計	501	501	501	2.1	470	106.6	0	0	0	0	0.0	97	598	2.5	537	111.4
水和剤	258	258	258	0.0	63	409.5	75	75	0.3	76	98.7		333	1.4	139	239.6
合計	258	258	258	0.0	63	409.5	75	75	0.3	76	98.7	0	333	1.4	139	239.6
農薬肥料	60	61	61	0.3	86	70.9		0	0	0	0.0		61	0.3	86	70.9
合計	60	61	61	0.3	86	70.9	0	0	0	0	0.0	0	61	0.3	86	70.9
合計	15,759	15,987	15,987	67.3	16,207	98.0	1,799	4,447	18.8	3,844	115.7	3,278	23,612	100.0	23,769	99.3

(表記補足)
 剤型:【粒剤】= 粒剤 + 粉粒・微粒剤を集約
 剤型:【乳液剤】= 乳剤 + ソル・フロアブル + 液剤を集約
 種別:その他は忌避剤を集約

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る 平成18年度水質調査結果について

平成19年11月29日(木)
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
直通：03-5521-8311
室長 大友 哲也(6640)
室長補佐 小出 純 (6641)
担当 岡田 佳寿美(6644)

環境省の示した「暫定指導指針」に基づき、平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を、環境省において取りまとめた。

786か所のゴルフ場を対象に、延べ30,430検体について水質調査を実施。そのうち指針値を超過したのは0検体。

1. 経緯

環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（以下「暫定指導指針」という。）を都道府県に通知した。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われている。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年都道府県から報告を求めている。なお、平成16年度調査からは、環境省地方環境対策調査官事務所（平成17年10月1日付けで「地方環境事務所」に再編）においても水質調査を実施している。

引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていく。

2. 平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施されたゴルフ場排水口等における水質調査結果

<調査結果の概要>

- ① 調査を実施した都道府県数 42
(うち地方環境事務所が調査を行った都道府県数 14道県(一部都道府県との重複あり))
- ② 調査対象となったゴルフ場 786か所
(うち地方環境事務所が調査を行ったゴルフ場数 14か所)
- ③ 調査対象農薬数 計45種類
- ④ 総検体数 30,430検体
(うち地方環境事務所が調査を行った検体数 630検体)
- ⑤ 検出状況 農薬別検出濃度範囲等は別表に記載したとおり
指針値超過検体 なし
- ⑥ 過去の調査結果との比較

調査年度	調査対象 ゴルフ場 総 数	調査対象 農薬数	総検体数 (A)	指針値超過 検体数 (B)	指針値 超過比率 (B/A) (%)
平成14年度	1, 539	45	79, 893	1	0. 0013
平成15年度	1, 233	45	60, 858	0	0
平成16年度	997	45	45, 880	0	0
平成17年度	833	45	35, 687	0	0
平成18年度	786	45	30, 430	0	0

(別表) ゴルフ場排水口における農薬別濃度範囲等

農薬名	指針値 (mg/l)	濃度範囲 ^{注1} (mg/l)	指針値超 過検体数	(参考) 総検体数 ^{注2}
(殺虫剤)				
アセフェート	0.8	ND~0.001	0	547
イソキサチオン	0.08	ND~0.009	0	789
イソフェンホス	0.01	ND	0	520
エトフェンプロックス	0.8	ND	0	483
クロルピリホス	0.04	ND	0	647
ダイアジノン	0.05	ND~0.018	0	980
チオジカルブ	0.8	ND~0.003	0	662
トリクロルホン(DEP)	0.3	ND~0.001	0	499
ピリダフェンチオン	0.02	ND	0	590
フェニトロチオン(MEP)	0.03	ND~0.0005	0	927
(殺菌剤)				
アゾキシストロビン	5	ND~0.021	0	853
イソプロチオラン	0.4	ND~0.001	0	716
イプロジオン	3	ND	0	774
イミノクタジン酢酸塩	0.06	ND	0	499
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	ND	0	497
オキシシン銅(有機銅)	0.4	ND~0.0005	0	663
キャプタン	3	ND	0	549
クロロタロニル(TPN)	0.4	ND	0	785
クロロネブ	0.5	ND	0	740
チウラム(チラム)	0.06	ND	0	652
トルクロホスメチル	0.8	ND~0.01	0	786
フルトラニル	2	ND~0.0039	0	804
プロピコナゾール	0.5	ND	0	832
ペンシクロン	0.4	ND~0.047	0	970
ホセチル	23	ND	0	546
ポリカーバメート	0.3	ND	0	508
メタラキシル	0.5	ND~0.001	0	732
メプロニル	1	ND~0.17	0	807
(除草剤)				
アシュラム	2	ND~0.0066	0	938
ジチオピル	0.08	ND~0.001	0	665
シデュロン	3	ND~0.0003	0	656
シマジン(CAT)	0.03	ND~0.002	0	632
テルブカルブ(MBPMC)	0.2	ND~0.0028	0	530
トリクロピル	0.06	ND~0.001	0	708
ナプロパミド	0.3	ND~0.001	0	606
ハロスルフロンメチル	0.3	ND~0.013	0	750
ピリブチカルブ	0.2	ND	0	608
ブタミホス	0.04	ND	0	574
フラザスルフロン	0.3	ND~0.001	0	585
プロピザミド	0.08	ND~0.069	0	664
ベンスリド(SAP)	1	ND	0	485
ペンディメタリン	0.5	ND	0	815
ベンフルラリン(ベスラジン)	0.8	ND~0.011	0	610
メコプロップ(MCPP)	0.05	ND~0.002	0	721
メチルダイムロン	0.3	ND	0	526
合計		—	0	30,430

注1 排水口のデータである。なお、都道府県により定量下限値は異なる。

注2 場外の水域等を含む検体の合計である。

(参考)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

1. 概要

- (1) 水質保全の面からゴルフ場を指導するに先立って、農薬の使用状況や場内の集排水系統、周辺水域の状況等の実態を的確に把握すること。
- (2) 下流水域への出口であるゴルフ場の排水口における調査を基本に、農薬の使用状況、現地の立地条件等を勘案して排出水中の農薬の残留実態を的確に調査すること。
- (3) 全国的にみて主要な農薬について現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した指針値を、排出水中の農薬濃度が超過しないよう農薬の流出を極力低減させる等の指導を行うとともに、当該濃度が同指針値を超過した場合には次のような適切な措置をとること。
 - ① 下流の利水施設に支障が生じないよう万全の措置を講ずること。
 - ② 農薬の流出原因についてより詳細な調査を行うこと。
 - ③ 農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬使用量の削減等の指導を一層徹底すること。
 - ④ 現地の実情に即し、ゴルフ場の集排水施設、施設・構造等の改善を指導すること。
- (4) 都道府県において、地域の実情に応じ、この指針値に替わるより厳しい値によって所要の指導を行うことができること。
- (5) 関係行政部局の連絡協議、ゴルフ場関係者の自主的な調査点検等の指導に努めること。

2. 暫定指導指針の改正等について

- 平成 2年 5月24日 : 環境庁水質保全局長名で各都道府県知事あてに通知。
- 平成 3年 7月30日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、21から30農薬へ。)
- 平成 4年12月21日 : 一部改正 (指針値を一部強化。フェニトロチオンの指針値を0.1から0.03 (mg/l)に変更。)
- 平成 9年 4月24日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、30から35農薬へ。)
- 平成13年12月28日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、35から45農薬へ。)

「環境保全型農業シンポジウム」

～微生物防除剤が、日本の「農」と「食」をもっとよくする～

開催のお知らせ

国の重要施策である「環境保全型農業の推進」「食の安全・安心確保」に対して、
微生物防除剤（微生物農薬）の積極的な活用が望まれています。

本シンポジウムは、微生物防除剤を活用した先進的な取り組み事例の報告、パネルディスカッションなどを通じて、
日本の農業を、より人と環境に優しくし、かつ食の安全・安心に貢献する微生物防除剤の
いっそうのご理解と全国への普及を目的とするものです。

皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

日本微生物防除剤協議会は、微生物を有用成分とする微生物防除剤の普及推進を行っています。

2008年 **2月22日(金)** シンポジウム……10:30～17:20
情報交換会……17:30～19:00
会場：日本教育会館3F 一ツ橋ホール（東京都千代田区）

資料代として¥2000（税込）

情報交換会に参加される方には
別途5000円（税込）が参加費として必要となります。ご了承ください。

【お申し込みについて】

お申し込み期間：2007年12月12日(水)～2008年2月1日(金)
24:00までの送信分有効。

お申し込み方法：ホームページでご確認ください。

<http://www.biseibutsu.jp>

FAX (03) 3829-1463

Eメール support@biseibutsu.jp (24時間受け付け)

定 員：シンポジウム600名、情報交換会200名。
どちらも先着順とさせていただきます。

特別講演



「環境保全型農業における
微生物防除剤の役割と展望」

ひゃくまち みつろう
百町 満朗氏（岐阜大学教授）

植物病害の生物防除に関する研究、土壌伝染性
植物病原菌の生理・生態に関する研究のスペシャ
リスト。成果は多数におよぶ。



「頑張っている農家の苦勞を
消費者も理解せよ」

こいずみ たけお
小泉 武夫氏（東京農業大学教授）

醸造学・発酵学研究の第一人者。「健康や老化の
防止は発酵食品に宿る」と説く異色の博士。洒落な
講演で人気沸騰。

主催：日本微生物防除剤協議会（アリスライフサイエンス・出光興産・セントラル硝子・多木化学）

後援：●農林水産省 ●長野県 ●高知県 ●宮崎県 ●農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター
●日本植物病理学会 ●日本応用動物昆虫学会 ●日本植物防疫協会 ●全国農業協同組合連合会
●全国農薬協同組合 ●日本農業法人協会 ●日本バイオリジカルコントロール協議会

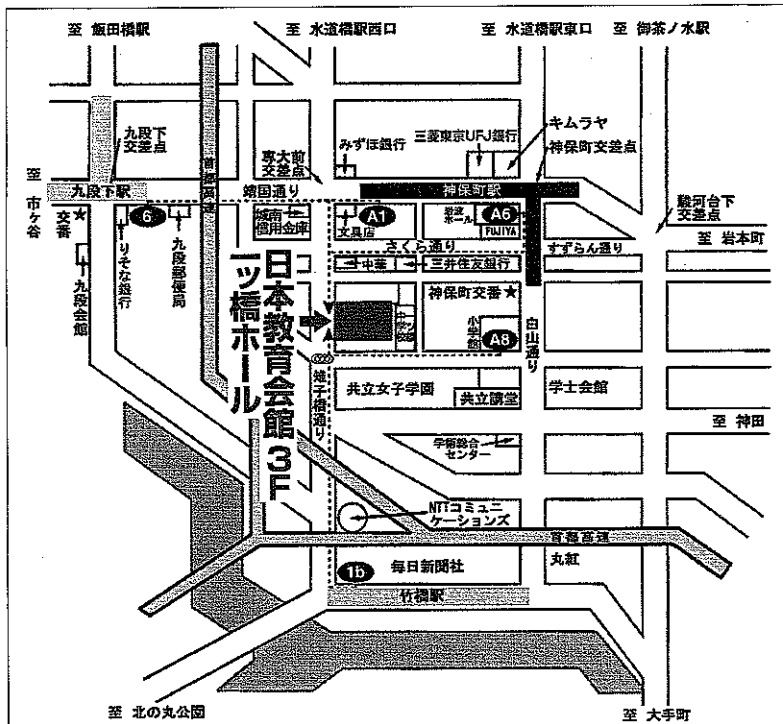
お問い合わせ：日本微生物防除剤協議会 事務局 TEL (03) 3829-1466 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

お申し込みいただいた方の個人情報は事務局が厳重に管理し、第三者に開示・提供はいたしません（法令などにより開示を求められた場合を除く）。本シンポジウム終了後すみやかに適切な方法で破棄いたします。

おもな内容

午前の部 10:30～	開会挨拶	堤 憲太郎(日本微生物防除剤協議会 代表幹事)
10:40～	基調講演	中島 潔(農林水産省 環境保全型農業対策室 課長補佐) 「環境保全型農業推進施策とこれからの日本農業」
11:20～	特別講演①	百町 満朗(岐阜大学教授) 「環境保全型農業における微生物防除剤の役割と展望」
午後の部 13:00～	先進事例報告	座長:岡田 齊夫(日本植物防疫協会 理事) ①黒木 修一(宮崎県農政水産部) 「宮崎県における環境保全型農業の実践と展望」 ②岡林 俊宏(高知県農業振興部) 「高知県における環境保全型農業の実践と展望」 ③豊嶋 悟郎(長野県野菜花き試験場) 「長野県における環境保全型農業の実践と展望」 ④田口 義広(元岐阜県農林商工部) 「施設栽培野菜における環境保全型農業の実践と展望」
15:15～	特別講演②	小泉 武夫(東京農業大学教授) 「頑張っている農家の苦労を消費者も理解せよ」
16:15～	パネル ディスカッション	●「生産者」にとっての環境保全型農業 ●「消費者」にとっての食の安全・安心 コーディネーター:西尾 健(法政大学教授) パネリスト : 講演者/中島 潔(農林水産省)、黒木 修一(宮崎県)、 岡林 俊宏(高知県)、豊嶋 悟郎(長野県)、田口 義広 (元岐阜県) 高橋 宏通((株)ジーピーエス 取締役事業本部長) 内藤 英代(消費科学連合会 企画委員)
17:15～	閉会挨拶	岡田 齊夫(日本植物防疫協会 理事) ※敬称略
17:30～	情報交換会	(日本教育会館9F 喜山倶楽部)

会場



日本教育会館3F 一ツ橋ホール

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
道案内専用電話(03)3230-2833

最寄りの交通機関

- 地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線 神保町駅(A1出口)下車 徒歩3分
- 地下鉄都営三田線 神保町駅(A8出口)下車 徒歩5分
- 東京メトロ東西線 竹橋駅(北の丸公園側出口)下車 徒歩5分
- 東京メトロ東西線 九段下駅(6番出口)下車 徒歩7分
- JR総武線 水道橋駅(西口出口)下車 徒歩15分

シクラメン

シクラメンはサクラソウ科シクラメン属に属する多年草で学名を *Cyclamen persicum* Mill.という。結実すると花梗が丸まることからギリシャ語の「旋回する」「円形」が語源とされている。

地中海地方原産で、花期は秋から春。冬の花として有名。和名は「豚の饅頭（ブタノマンシュウ）」と「篝火草（カガリヒバナ）」の二種類がある。前者の『豚の饅頭』は、ある植物学者がシクラメンの英名sow bread（雌豚のパン）を日本語に翻訳した名である。後者の『篝火草』のはシクラメンを見たある貴婦人が「これはかがり火の様な花ですね」と言ったのを聞いた牧野富太郎が名づけた。前者は球根を、後者は花を見て名づけている。なお、現代ではシクラメンに対しては和名を用いる事はほとんどなく、日本ではシクラメン属の総称としてシクラメンということもある。

ものの本にはシクラメンは明治時代に日本に伝わり、日本での本格的な栽培は、岐阜県恵那市の伊藤孝重氏の手により始まったと記されている。シクラメンは高温多湿の日本の気候に合わず、様々な栽培方法が模索された結果、品種改良も進められ、花色も黄色や二色、フリンジ咲き、八重咲きなどが登場。日本における鉢植え植物では生産量はトップクラスで、冬の鉢植えの代表格として定着している。シクラメンは品種改良の過程で香りが失われたが、布施明の歌『シクラメンのかほり』（小椋佳作詞・作曲）がヒットしたことによって要望されるようになり、平成13年に埼玉県農林総合研究センター園芸支所が原種と掛け合わせることで香りを持った栽培種を開発することに成功した。

なお、お見舞いにこの花を持ってゆくのは、「死」「苦」の語呂合わせから、タブーとされているのでご注意ください。



組合員の皆様には今年も大変お世話になりました
全農薬は売り上げの減少など、大変厳しい1年でしたが
組合員の皆様方の暖かいご協力を賜り感謝申し上げます
来年も相変わらずよろしくをお願いします。

全農薬事務局職員一同

